

新・夢場所の運営、規則などに関する改革（案）

峰山理事長

1. はじめに

2006年2月10日に新・夢場所を開催してから6年間以上続いているが、力士数の増加、親方の増加で番付や取組が影響しており現行の規則を続けることは将来的に困難であり親方達からの不満も無視できない状況であり改革の必要性が訴えられる。また親方からいくつかの要望に応えたい一心で不整備な規則を大幅に改定が求められる。本稿においては、新・夢場所の規則改正提案、イベント拡大等についてそれぞれ紹介することとしたい。

2. 番付の定員

力士数の増加で番付による実力差が曖昧なことから以下通りに変更したい。

現行案	改定案
幕内定員32名	総力士数80～90…幕内定員34名 90～100以上…幕内定員36名 総力士数に応じて最高36名定員とする
十両定員24名	十両定員26名（+1枚目増加）
幕下定員は無制限	現行通り

3. 取組の番数

上記2. にあわせて以下通り取組の番数を増やしたい。

現行	改定案
幕内15番	現行通り
十両7番	十両11番
幕下7番	現行通り

4. 取組編成

幕内から幕下まで日制にあわせた取組編成を行ってきたが、上記1. 2の案から以下通り変更したい。

現行	改定案
幕内…段階別に番付順位により編成することを原則とする。但し、下位の力士をその成績により横綱、大関と取組ませることが出来るものとする。	幕内…現行通り
十両…スイス式トーナメント※	十両…幕内同様の方法で取組編成することとしスイス式トーナメントは取り入れない
幕下…スイス式トーナメント	幕下…現行通り

※スイス式トーナメント方式(Swiss style tournament)…意図的に同レベルあるいは近いレベルと判断される強さの者同士を対戦させることにより、総当たり戦に比べて少ない試合数においてもある程度の順位の正当性を持たせたり、実力に差がある場合に生じやすい「観戦側にとって興ざめな試合」を減らすことが期待できる方式である。

5. 新・夢場所協会の役割分担

特に審判部の役割は番付編成や取組編成について現行の規則と乖離があるので、以下通り改定したい。

現行	改定案
<p>（新・夢場所番付）</p> <p>第19条 最初の番付は登録順とする。 翌場所の番付では、当場所の番付の上下に関係なく成績で決めるものとする。 以降は、番付の上下を踏まえうえて成績によって決めるものとする。 番付は、番付編成会議にて決定される。</p>	<p>（番付編成）</p> <p>最初の番付位置は前頭から登録順とし、翌場所以降は場所の成績によって番付が決まるものとする。 番付編成方法は以下に従って決定する。 基本的には審判部長と審判副部長が行うものとする。 但し、肩書が委員でも理事長が必要と認めた親方の場合、番付編成に発言できる権利を与える。 場所終了後、審判部長と審判副部長が翌場所の番付を編成する。 審判部長が番付編成会議を開催要請し審判副部長が発言、意見、決定できる。 但し、審判部委員でも審判部長が認めた親方の場合も同様とする。</p>

	<p>最終決定権は審判部長にある。 審判部長または審判副部長または審判部委員は守秘義務がある。 番付編成会議終了後、番付発表前に守秘義務に反した審判副部長または審判部委員は理事会にて処分を決定する。</p>
<p>(審判部の役割) 第5条 前半の取組編成を担当する。 後半は、峰山理事が取組編成を担当する。 但し、取組編成は公正に割りを行なうことができる親方とする。 (取組編成) 第9条 基本的に、部屋別総対決ものとする。 但し、優勝決定戦等、特別な措置があった場合は、同部屋対決を認めるものとする。 5日制と7日制は、場所開催前の前々日から初日を取組編成し、初日の勝敗結果が決まった段階で 翌日の取組を編成し、千秋楽まで同じ方法で行なうものとする。 9日制以降から、場所開催前の前々日から初日と2日目を取組編成し、初日の勝敗結果が決まった段階で 翌日の勝敗結果を待たずに翌々日を取組を編成し、千秋楽まで同じ方法で行なうものとする。 但し、場合によっては千秋楽の前日に勝敗結果が決まった段階で取組編成を行なう。</p>	<p><第5条を削除> (取組編成) 新夢場所の取組は、取組編成会議において作成する。 取組編成会議は、審判部の部長、副部長、委員を以て組織する。 取組編成会議には、審判部以外の部が発言することは出来ない。 取組は、相撲部屋総当りにより編成するものとする。 取組は、場所の初日の2日前に初日、2日目の取組をその後は前日に取組を編成し、発表するものとする。千秋楽の前日は、その日の結果をもって取組を編成する。 取組は、段階別に番附順位により編成することを原則とする。但し、下位の力士をその成績により横綱、大関と取組ませることが出来るものとする。 上の段階の力士に欠場者のあった場合は、下の段階の力士をその成績により上の段階の力士と取組ませることが出来るものとする。 特別な事情により欠場する力士が生じた場合、相撲部屋の師匠は即刻その旨を審判部長に届出なければならない。その特別な事情は第__条に定めたものとする。 欠場力士があった場合、審判部長は取組編成会議にその旨を報告し、取組編成を行うものとする。但し、欠場者の届出が取組編成終了後の場合は、直ちに取組編成会議を開き改めて取組編成を行うものとする。 取組編成の担当分担は審判部長が決定する。また幕内または十両以下の取組編成分担は審判部長が決定する。審判部長の指示(取組編成の提案締切等)に従わない場合、厳重注意する。</p>

6. 新・夢場所のイベント

6 場所毎にトーナメント戦と新・夢場所協会人事が行われているが、新たに「周年記念による大会イベント」を以下通り追記したい。

(周年記念大会)

最初は10周年記念大会を開催し、以降は5年毎に周年記念大会を開催する。

周年記念大会は、部屋別トーナメントで行うこととする。

周年記念大会に参加できる権利は番付に関係なく1部屋に3力士以上が在籍している部屋に与える。

親方が部屋から先鋒、中鋒、大将を決める。親方から連絡がない場合、出場は不可とする。

部屋別対決で先に2勝した部屋を勝ち進みとする。

トーナメント希望枠の優先順位は開催前の番付の部屋上位とする。

部屋別トーナメントに優勝した場合、1部屋取得できる権利を与える。

但し、既に新夢場所に参加している部屋と同じは認めない。定員は2力士とする。

7. 三賞選考委員会

現行では14日目終了後、審判部長が単独で三賞の選考を検討して決定しているが、審判副部長も選考に参画する。審判副部長以外に三賞選考委員会に推薦できる「記者部」を新たに設けることとする。「記者部」の定員は2名とする。「記者部」にふさわしい親方の条件は、以下を満たしていることとする。

- ・14日目終了後、推薦する力士を2日以内に連絡できること
- ・公平のある立場で推薦できること

条件を満たしていない場合、理事長は「記者部」から外すことができる。

「記者部」の要職は理事長の権限で決定する。また「記者部」を希望する親方を受け入れることも可とする。

厳正な選考によって決定する。任期は6場所毎に行われる協会人事までとする。任期の途中、特別な事情で「記者部」を辞退または条件を満たしていない場合は、他の親方に変更を可とする。三賞選考員会は多数決で決まるが、多数決を満たしていない場合は最終的に理事長が決定する。

8. 大関昇進

大関昇進の基準を以下通り緩和することにした。

現行	変更
15日制の場合は、3場所連続三役で合計33勝以上で、理事5名、準年寄による大関推挙会議で過半数以上の賛成で、決定するものとする。	15日制の場合は、3場所連続三役で合計33勝以上若しくは大関に値する成績を残した場合、理事5名、準年寄による大関昇進推挙会議で過半数以上の賛成で、決定するものとする。

9. 特別な事情

特別な事情は以下の理由で引退や休場を申し出ることにした。

- ・大関以上が場所の途中で引退を申し出た場合
- ・親方と連絡が1年を超えても不通だった場合は特別な事情で休場とし、さらに1年過ぎても不通だった場合は強制引退とする。

改定日：2013年8月13日

以上